

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	10年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警察庁丁規発第52号
令和3年4月2日
警察庁交通局交通規制課長

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について(通達)

令和3年3月31日、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和3年法律第9号。以下「改正法」という。別添1)が公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行された。改正法(令和3年4月1日に施行される規定に限る。)による改正後の踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号。以下単に「踏切道改良促進法」という。)、道路法(昭和27年法律第180号。以下単に「道路法」という。)等の内容のうち、交通警察に関わる部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、国土交通省と協議済みである。

また、国土交通省から発出された施行通知を参考として添付する。

記

第1 改正の概要

1 踏切道改良促進法関係

- (1) 国土交通大臣による踏切道の指定及び市町村長による申出に係る意見聴取

国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成28年度以降の5箇年間に於いて踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められるものを指定するものとされていたところ、改正法により、5箇年の期限内に、原則として5年以内に改良することが必要な踏切道を指定する方式を改め、当該期限を廃止し、国土交通大臣が、必要に応じて指定することとされた。

また、踏切道改良促進法第3条第5項の規定により、市町村長は、踏切道における移動等円滑化の促進の必要性その他の地域の事情を考慮して、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道を指定すべき旨を、国土交通大臣に申し出ることができることとされた。

- (2) 地方踏切道改良計画への記載事項の追加

踏切道改良促進法第4条第4項の規定により、地方踏切道改良計画に踏切道と交通上密接な関連を有する道路の改良の方法に関する事項を記載することができることとされた。

なお、踏切道と交通上密接な関連を有する道路とは、踏切道と通行者等が相当程度共通であること、踏切道と相互に代替関係にあること等を指すものであり、その改良の具体例としては、う回路の整備のほか、狭隘な側道の拡幅、近接交差点の改良等が想定されている。

(3) 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設

改正法により、災害発生時に救急救命活動等に大きな影響を与える踏切道について、道路管理者と鉄道事業者が連携し、優先的に開放するなどの措置を確実に実施するため、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度が創設されたところ、主な内容は、アからエまでのとおりである。

ア 踏切道改良促進法第13条第1項の規定により、国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準（以下「災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定に係る基準」という。）に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるもの（以下「災害時の管理の方法を定めるべき踏切道」という。）を指定することとされた。

(ア) 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和3年国土交通省令第31号。以下「整備等省令」という。別添2）による改正後の踏切道改良促進法施行規則（平成13年国土交通省令第86号。以下単に「踏切道改良促進法施行規則」という。）第13条に規定する災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定に係る基準は、a及びbのとおりである。

a 次のいずれにも該当する踏切道

(a) 鉄道と重要物流道路等（道路法第48条の19第1項各号に該当する道路をいう。）又は緊急輸送道路（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画において緊急輸送を確保するため必要な道路として定められている道路をいう。）に該当する道路が交差する場合における踏切道

(b) 通過する列車運行回数が1時間に10回以上のもの

(c) 人口集中地区に存するもの

(d) 当該踏切道において災害時に継続的な通行の遮断が発生している場合に、当該踏切道をう回するための所要時間が、当該踏切道を通行する所要時間に比べて10分以上増加することが見込まれるもの

b aに掲げるもののほか、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の適確な管理により災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性が特に高いと認められるもの

(イ) 踏切道改良促進法施行規則第14条に規定する踏切道災害時管理基準は、aからcまでのとおりである。

a 災害時における鉄道事業者と道路管理者との間の連絡体制及びこれらの者と関係機関との間の連絡体制を整備していること。

b 災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき(a)から(d)までに掲げる措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成していること。

(a) 災害発生後速やかに踏切道の点検を開始すること。

(b) 踏切道における継続的な通行の遮断の発生及び踏切遮断時間の見込みについて情報を提供すること。

(c) 踏切道における継続的な通行の遮断を解消すること。

(d) 踏切道及び踏切道に接続する道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）を行うこと。

c 鉄道事業者及び道路管理者が災害時において踏切道の適確な管理のためにとるべき措置に関する訓練を定期的実施することとしていること。

イ 踏切道改良促進法第13条第2項の規定により、都道府県知事は、同条第1項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができることとされた。

ウ 踏切道改良促進法第14条第1項及び同条第2項の規定により、同法第13条第1項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く。）があつたときは、鉄道事業者及び道路管理者は、所定の期限までに、協議により当該指定に係る踏切道の管理の方法（以下「地方踏切道災害時管理方法」という。）を定め、国土交通大臣に提出しなければならないこととされた。

なお、当該地方踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならない。

また、踏切道改良促進法第14条第6項の規定により、鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道災害時管理方法を定めようとする場合に

において、同法第16条第1項に規定する地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならないこととされた。

エ 踏切道改良促進法第15条第1項及び同条第2項の規定により、国土交通大臣は、同法第13条第1項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法（以下「国踏切道災害時管理方法」という。）を決定するものとされた。

なお、国踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならない。

(4) 地方踏切道改良協議会の協議内容の拡充

踏切道改良促進法第16条第1項の規定により、鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織することができることとされた。

2 道路法関係

道路法第31条の2第1項の規定により、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道と鉄道とが交差している場合において、道路管理者及び鉄道事業者等は、交差の方式が立体交差である場合は、交差に係る施設の維持、修繕その他の管理の方法について、また、交差の方式が立体交差以外の交差である場合は、災害が発生した場合における交差部分の適確な管理の方法について、協議し、これを成立させるよう努めなければならないこととされた。

また、指定区間内の国道と鉄道とが交差している場合には、国土交通大臣は、鉄道事業者等の意見を聴取して、その管理の方法を決定することとされた。

なお、整備等省令による改正後の道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下単に「道路法施行規則」という。）第4条の2の2第2項の規定により、交差の方式が立体交差以外の交差の場合の道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準については、(1)及び(2)に掲げる事項を定めていることとされた。

- (1) 災害時における鉄道事業者と道路管理者との間の連絡体制及びこれらの者と関係機関との間の連絡体制の整備に関する事項
- (2) 踏切道における継続的な通行の遮断の発生及び踏切遮断時間の見込みに関する情報提供その他の災害時において鉄道事業者及び道路管理者

がとるべき措置に関する事項

第2 交通警察の対応

1 踏切道改良促進法関係

- (1) 国土交通大臣による踏切道の指定及び市町村長による申出に係る意見聴取への対応

国土交通大臣が踏切道の指定を行う場合においては、これまでも、運用上、あらかじめ警察庁に対する意見聴取が行われることとされており、その際、警察庁から関係都道府県警察に対して、意見聴取を行うこととなっているところであるが、改正後も同様の対応を行うこととなることに留意すること。

また、市町村長が申出を行う場合においては、運用上、都道府県公安委員会に対する意見聴取が行われることとされていることから、当該意見聴取が行われた際は、都道府県知事が申出を行う際の都道府県公安委員会に対する意見聴取と同様、交通管理上必要な意見を申し述べること。

- (2) 地方踏切道改良計画及び国踏切道改良計画の作成に係る意見聴取への対応

鉄道事業者及び道路管理者が地方踏切道改良計画を作成し、又は国土交通大臣が国踏切道改良計画を作成しようとする場合において、運用上、必要に応じて、都道府県公安委員会に対する意見聴取が行われることとされていることから、当該意見聴取が行われた際は、交通管理上必要な意見を申し述べること。

また、地方踏切道改良計画には、鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項（歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生の防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置等）を記載することができることとされているところ、これらの事項が記載される場合においては、道路標識又は道路標示の効用を妨げない方法で整備される必要があることについて所要の意見を申し述べるなどの適切な対応をされたい。

- (3) 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設への対応
ア 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定への対応

国土交通大臣が、踏切道改良促進法第13条第1項の規定による指定を行う場合においては、運用上、あらかじめ警察庁に対する意見聴取が行われることとされた。

当該意見聴取が行われた際は、警察庁から関係都道府県警察に対して、交通管理上の支障の有無等を考慮した指定の是非について意見聴取を行うことから、災害発生時に当該踏切道が優先的に開放さ

れるなどの措置が講じられることによる交通流・量の変動、緊急交通路指定予定路線との整合性、周辺道路の交通規制、交通状況等を勘案して、適切に回答すること。

イ 都道府県知事による申出への対応

都道府県知事が、踏切道改良促進法第13条第2項の規定による申出を行う場合においては、運用上、都道府県公安委員会に対する意見聴取が行われることとされていることから、当該意見聴取が行われた際は、災害発生時に当該踏切道が優先的に開放されるなどの措置が講じられることによる交通流・量の変動、緊急交通路指定予定路線との整合性、周辺道路の交通規制、交通状況等を勘案して、交通管理上必要な意見を申し述べること。

ウ 地方踏切道災害時管理方法及び国踏切道災害時管理方法に係る意見聴取への対応

鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）が地方踏切道災害時管理方法を作成し、又は国土交通大臣が国踏切道災害時管理方法を作成しようとする場合において、運用上、必要に応じて、都道府県公安委員会に対する意見聴取が行われることとされていることから、当該意見聴取が行われた際は、過去の災害時における状況、周辺道路の交通規制、交通状況等を勘案して、交通管理上必要な意見を申し述べること。

また、踏切道改良促進法施行規則第14条第1号に規定する「関係機関」には都道府県公安委員会が含まれるところ、災害時において、鉄道事業者及び道路管理者から都道府県公安委員会に対して迅速な連絡がなされるよう、連絡体制の整備に適切に対応すること。

(4) 地方踏切道改良協議会への対応

地方踏切道改良協議会では、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議が行われるため、必要に応じて、都道府県公安委員会に対して、地方踏切道改良協議会の構成員に加わるよう要請されることから、これに応じること。

この点、踏切道改良促進法第16条第5項の規定により、地方踏切道改良協議会において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととされていることから、地方踏切道改良協議会の構成員たる都道府県公安委員会として交通管理上支障が生じることのないよう適切に対応すること。

2 道路法関係

鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）

が道路法第31条の2第1項第2号に掲げる立体交差以外の交差に係る管理の方法について協議するに当たり、運用上、必要に応じて、都道府県公安委員会に対する意見聴取が行われることとされていることから、当該意見聴取が行われた際は、過去の災害時における状況、周辺道路の交通規制、交通状況等を勘案して、交通管理上必要な意見を申し述べること。

また、道路法施行規則第4条の2の2第2号イに規定する「関係機関」には都道府県公安委員会が含まれるところ、災害時において、鉄道事業者及び道路管理者から都道府県公安委員会に対して迅速な連絡がなされるよう、連絡体制の整備に適切に対応すること。

第3 その他

改正法のうち、令和3年4月1日時点において未施行の規定のうち交通警察に関する部分及び交通警察の対応については、別途通知する。

※ 別添省略